

## 仕 様 書

### 1 事業名称

令和8年度 地域資源を活用した公園美化・多世代交流事業業務委託

### 2 目的

高齢者の地域の見守り体制や公園等の地域内資源に着目し、これらを活用した社会的ビジネス化事業を行うことで、美観保持・高齢者の生きがいづくり・世代間交流等の地域課題の解決を図ると同時に、持続可能な市民活動の実施のための財源獲得への支援につなげる。

### 3 発注者

大阪市平野区役所

### 4 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 5 実施場所

平野南公園（4,865m<sup>2</sup>）、平野野堂公園（1,000m<sup>2</sup>）の2箇所

### 6 事業概要

上記2公園において、清掃・除草・イベント開催を次の条件のもと実施する。

- ・高齢者を中心に住民を広く参加させ、高齢者の見守り・生きがいづくりを行う。
- ・地域の住民が広く参加できるイベントを開催し、多世代の交流を行う。
- ・実施には地域内の人材・団体等を活用すること。

### 7 業務実施体制

従事者への連絡及び作業指導をする人員を配置すること。

### 8 業務内容

#### （1）清掃活動

《実施回数》 原則 週1回以上

※ただし、ごみの散乱等の状況に応じて緊急に清掃を行う必要がある場合は、発注者と協議の上、別途対応するものとする。

#### ア 実施日及び実施時間

年間計画書（概要）の実施日及び実施時間に変更が生じた場合は、実施日までに実施計画書（変更）により発注者に報告し、承認を得るものとする。

#### イ 実施要領

- ・各種団体の協力を得て、高齢者の把握を行い、参加者を募る。
- ・公園内の落ち葉や紙類をはじめ、缶、ビン、ペットボトル、ビニール袋等を回収すること。（簡易な人力による除草も含む。）

- ・ごみ箱を設置した場合は、必要に応じてごみ処理及びごみ袋の取替えを行うこと。
- ・公園内の清掃で発生したごみは、大阪市環境局が定める方法により分別したうえ、大阪市が支給する指定のごみ袋に入れ、大阪市が指定するごみ集積場所に集積すること。

ウ 効果測定

活動に参加された高齢者（ボランティア）に対して、年1回アンケート調査を実施し、満足度（生きがいづくり等）を測ること。

内容については、発注者と別途協議する。

（2）公園内除草活動

《実施回数》 年1回以上

ア 実施日及び実施時間

年間計画書（概要）の実施日及び実施時間に変更が生じた場合は、実施日までに実施計画書（変更）により発注者に報告し承認を得るものとする。

イ 実施要領

- ・除草中は、常に周辺の安全確保を行うこと。  
機械除草を行う場合は必ず「除草中」の看板表示を行うこと。また公園利用者、工作物、周辺の建物、施設等に被害を与えないよう飛散防止等の措置を講じること。  
ただし、植込地内、公園の側溝、機械での除草に支障をきたす樹木・地被類や工作物等の周辺、公園利用者等への配慮が必要な場所は機械を使わずに人力による除草を実施すること。
- ・機械除草の障害となる空き缶等はあらかじめ取り除き安全を確保すること。
- ・樹木や施設などにからんでいるツル性雑草も除去すること。
- ・除草により発生した刈草等は大阪市が支給する指定のごみ袋に入れ、大阪市が指定するごみ集積場所等に集積すること。

ウ 効果測定

活動に参加された高齢者（ボランティア）に対して、アンケート調査を実施し、満足度（生きがいづくり等）を図ること。

内容については、発注者と別途協議する。

（3）イベントの開催

《実施回数》 年1回以上

ア 実施日及び実施時間

年間計画書（概要）の実施日及び実施時間に変更が生じた場合は、実施日までに実施計画書（変更）により発注者に報告し承認を得るものとする。

イ 実施要領

- ・各種団体の協力を得て、こどもから高齢者まで幅広い世代間の交流を図れる場を公園等（区民ホールも可）で実施すること。ただし、公園の利用については、事業実

施前までに受注者において大阪市建設局長居公園事務所

(電話 06-6691-7200) の了解を得ておくこと。

- ・公園の魅力を最大限に引き出し、コミュニティの醸成の場とすること。

#### ウ 効果測定

活動に参加された来場者・出展参加した各種団体等に対して、アンケート調査を実施し、満足度を測ること。内容については、発注者と別途協議する。

### 9 業務完了報告について

業務完了報告書には業務の詳細な内容を明記し、業務委託期間終了日までに作成し、本市担当者まで提出すること。

### 10 委託料の支払い方法

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。ただし、大阪市会計規則第 51 条の規定に基づき概算払いを行う場合は、事業者より概算払いを必要とする理由が確認できる書類により必要性を精査し支払うこととする。

具体的支払方法及び支払時期は、契約時に発注者と受注者の協議により決めるものとする。

### 11 再委託について

(1) 地域資源を活用した公園美化・多世代交流事業業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、上記 (1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、上記 (3) に規定する承諾の申請があつたときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項

に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 12 その他

- (1) 本事業実施にあたっては、地域資源の活用と循環による公園管理の基本方針に基づき実施すること。
- (2) 清掃・除草の実施に必要な用具等の消耗品及び機材は受注者にて準備し、これらに要する経費は受注者負担とする。
- (3) 受注者は、契約後すみやかに年間計画書（概要）を作成のうえ発注者に提出し、その承認を受けること。なお、当初の計画書の内容に変更が生じた場合は、実施日までに実施計画書（変更）により発注者に報告し承認を得るものとする。年間計画書（概要）・実施計画書（変更）には、次の事項を記載すること。
  - ・実施年月日、実施時間
  - ・参加予定人員
  - ・緊急連絡体制
- (4) 受注者は清掃及び除草終了後、四半期ごとに「清掃・除草実施報告書」を作成し、発注者に提出すること。清掃・除草実施報告書には、次の事項を記載すること。
  - ・清掃・除草実施年月日、実施時間、清掃場所
  - ・指導員の氏名、参加者（ボランティア）の人数
  - ・清掃状況（ごみの量等）
  - ・その他（事故等の報告事項）
- (5) 受注者は幅広い世代の住民が積極的に参加でき、また、各種団体（子ども会等）と連携を図った、世代間交流のできるイベントの開催の終了後、すみやかに「イベント実施報告書」を作成し、発注者に提出すること。「イベント実施報告書」には、次の事項を記載すること。
  - ・イベントの実施年月日、実施時間、開催場所
  - ・イベントの内容
  - ・来場者の人数
  - ・その他（事故等の報告事項）
- (6) 受注者の責任において、公園利用者の安全確保のために必要な措置や配慮を講じること。
- (7) 不法投棄物件等を発見したときは、発注者に連絡し指示を受けること。
- (8) 当該公園において異常及び落書きを発見したときは、発注者に連絡し指示を受けること。

と。

- (9) 清掃・除草実施時に第三者との事故・紛争が発生した場合は、受注者の責任により誠意を持って解決にあたるとともに、その経緯、趣旨を速やかに発注者に連絡し、指示に従うこと。
- (10) 受注者が公園施設等を破損した場合、受注者の責により、原状復旧を行うこと。
- (11) 契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (12) 受注者は、本事業に従事する担当者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施し、当該研修の実施報告書を提出すること。
- (13) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、当該研修の実施報告書を業務完了報告の際に提出すること。
- (14) 本事業については、令和8年度予算が大阪市議会において可決・成立しない場合は、契約の締結は行わない。また、その場合に参加者において損害が生じたときであっても、本市はその損害について一切負担しない。契約の時期は、令和8年度予算が発効した以降とする。

### 13 担当

平野区役所安全安心まちづくり課

担当：瀬戸西・武田

（電話番号06-4302-9734）

## 令和 年度 人権問題研修実施報告書

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会 場	時間数	対象(受講人数)
(例) 3月14 日	⑤	パワハラ防止他	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:経営層人権啓 発講座	大阪市中央公会堂	3時間	管理職(2名)

\* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(出前講座等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人権講演会、人権展等)
- ⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業(人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

\* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください

令和 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進  
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1 事業者名等

事業者名	
担当者名	
連絡先	

2 研修内容

月　日	研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の平野区役所総務課（連絡先：06-4302-9625）に報告しなければならない。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### （条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（平野区役所総務課）へ報告しなければならない。

### （調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断することであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること

情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底